

令和6年度 第4回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和6年8月5日（月）午前10時00分
仙台第4合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、大宮委員、新聞委員

使用者代表

飯野委員、稲妻委員、半沢委員

開 会

補 佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第4回、宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いいたします。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上 9名 出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

補 佐 それでは議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

熊谷部会長 それでは、議題（1）「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入ります。

前回、労働者側からは、連合の調査による有期・短時間・契約労働者の賃金引上げ率が、5.74%であることから、宮城県最低賃金の時間額の5.74%である53円を引き上げ、宮城県最低賃金の時間額976円とすることが妥当であるとの金額提示があったところです。

また、前回、使用者側からは、7月25日に公表されました毎月勤労統計調査の5月分確報の「きまって支給する給与額」がマイナス1.2%であることから、前回御説明があった「中小企業の賃金改定に関する調査」の正社員【全体】の賃金上昇率に1.2%を加えた44円の引上げ、宮城県最低賃金の時間額967円とすることが妥当であるとの金額提示があったところです。

労使から提示のあった金額に隔たりがありましたので、最後に公益委員見解として、宮城県最低賃金を923円から5.4%、50円引上げ、973円をお示ししました。

その理由でございますけれども、

- 1 労働者の生計費については、近年、仙台市の消費者物価指数は、全国より常に高くなっており、本年6月は3.2%と全国の消費者物価指数2.8%を0.4ポイント上回っていることから、公表されていない仙台市の生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数についても全国の値である5.4%を上回る水準であると考えられる。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが必要である。
- 2 賃金について、春季賃上げ妥結状況等における賃金引上げ結果に関して、いずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①、②における宮城を含むBランクの今年の賃金上昇率が2.4%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。
- 3 通常の事業の賃金支払能力については、価格転嫁率等が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、そ

れを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

いま申し上げた事項を総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、宮城県最低賃金を923円から5.4%、50円引上げ、973円とすることが適当であると考えます。

なお、引上げ率は、Aランクよりも高いため、首都圏等との地域間格差が比率の面で縮小することにも配慮したものです。

以上でございます。

熊谷部会長 この時点で、労働者側又は使用者側から一致して提案いただける具体的金額というものは、ございますでしょうか。

各委員 (意見等なし)

熊谷部会長 前回の最後に公益委員の見解に対する検討をお願いしたところではございますが、現段階でも労働者側、使用者側から具体的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

(それぞれの控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 大変お待たせいたしました、審議を再開いたします。公益委員と労働者側の皆様、使用者側の皆様と打合せをさせていただきました。この場で何か御見解や追加の御意見等があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

半沢委員 (挙手)

熊谷部会長 それでは、半沢委員お願いします。

半沢委員 質問でございます。休会前の公益委員の御見解の中で、生計費に関しては、これまで基本的には、「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論されてきた、そのように最低賃金法の歴史で認識してございます。

ただ、今回は、より生計費を重視するという視点から、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇を重く見た、そのために「頻繁に購入する品目」の物価上昇率を勘案して、全国で 5.4%という数字がお示しいただきましたけれども、この数字を一つの理由として、引上げ額を算定した、というふうに御見解ございました。

消費者物価指数については、御案内のとおり、それぞれの品目の上昇のみならず、その品目が家計に対する影響も加味して、加重平均して最終的に消費者物価指数が算定されている、決定されているというふうに認識をしてございます。

今回お示しいただいた、「頻繁に購入する品目」に関しても、同様に家計に関する重要度を加味した、例えば加重平均なりで算定した数字なのかどうか、この点を御教授いただければありがたいと思っています。

熊谷部会長 ただいまの質問につきまして、事務局から御回答をお願いします。

基準部長 先ほど半沢委員からありましたように、これまで最低賃金審議会、中央最低賃金審議会も地方最低賃金審議会も同様ですが、「持家の帰属家賃を除く総合」という数字で評価してきたところでございます。

こちらは、国が公表しております消費者物価指数の公表の数字の中で、第 13 表というものがございまして、品目の年間購入頻度階級別指数というもののの中で、先ほど、今年度注目されております「頻繁に購入する品目」についても、「持家の帰属家賃を除く総合」とともに評価した数値が公表されておりますので、「持家の帰属家賃を除く総合」と同じ考え方で、算出されている数値というふうに考えております。

熊谷部会長 よろしいでしょうか。

半沢委員 はい。

熊谷部会長 そのほか御意見等ございますでしょうか。

飯野委員 （挙手）

熊谷部会長 飯野委員お願いします。

飯野委員 審議にあたりまして、要望が 2 点、それから意見ということになりますが、3 点述べさせていただきたいと思えます。

まず、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえまして、最低賃金の大幅引上げにあたりましては、これら中小企業に対する支援策のさらなる強化が必要不可欠と考えております。特に生産性向上に対する支援の一層の強化ということと、それから労務費を含む価格転嫁に対する取り組みの強化、この 2 点については是非一層進めていただくことを強く要望させていただきます。

それから、意見になるんですけども、昨今の最低賃金の大幅な引き上げによって、特に雇用などの地域経済への影響があるかどうか、こういったことについても適切な時期に検証が必要ではないか、というふうに思っております。以上でございます。

熊谷部会長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますか。

半沢委員 (挙手)

熊谷部会長 半沢委員お願いします。

半沢委員 今度は要望でございます。公益委員の皆様の御見解にありました、今回最低賃金を 50 円引き上げるにあたって考え方の一つにされたというのは、最低賃金近傍の賃金で働いていらっしゃる皆様の購買力を維持する、という観点が重視されたというふうに御説明をいただきました。その意味からも、要望の一つとして、「年収の壁」、これにつきまして、是非抜本的な対策、抜本的な見直しを御検討いただく旨要望させていただきたいと思っております。

と言いますのは、「年収の壁」があると、いくら賃金の単価が上がっても、一定のところでは就労をストップしてしまう可能性は、いまだ残っております。そういったことからすると、その最低賃金の上昇が必ずしも年収を引き上げることになっていないのではないか、いるかもしれませんが、いないのではないかと、いうことが1点。

もう一つは、これだけ人口減少が進む中で、労働力を維持するという視点から、結果的に「年収の壁」があるがために、そこで仕事をストップしてしまうということで、結果的に労働力が低下してしまう、という懸念もございますので、もちろん先ほどお話ありました実際の雇用に対する影響どうなのかという検証を踏まえてということになるかと思っておりますが、是非合わせて、「年収の壁」に関する抜本的な見直しについても、御検討いただくよう要望をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

熊谷部会長 ありがとうございます。ただいまの御見解について、御意見等ございましたらお伺いできればと思います。いかがでございましょうか。

各委員 (意見等なし)

熊谷部会長 よろしいでしょうか。ただいまお伺いしました点につきまして

は、今後の審議で適切な対応を取るということにしたいと考えております。

これまで、当専門部会におきまして、真摯な議論を尽くしてまいりましたが、なかなか意見の一致をみるに至りませんでした。

公益委員の見解として御提示をさせていただいたところですので、時間的な制約もございます。公益委員の見解に対して、採決によりまして当専門部会としての結論を出したいというふうに思っています。

50円の引上げ、発効日は10月1日を指定するという案に、賛成の方の挙手をお願いいたします。

事務局で確認してください。

各委員 (賛成の委員が挙手)

賃金室長 公益委員 2名、労働者代表委員 2名、使用者代表委員 1名、賛成が 5名です。

熊谷部会長 続いて、ただいまの案に、反対の方の挙手をお願いいたします。事務局で確認してください。

各委員 (反対の委員が挙手)

賃金室長 労働者代表委員 1名、使用者代表委員 2名、反対が 3名です。

熊谷部会長 賛成多数ですので、本年度は、50円引上げ、発効日は10月1日を指定する、として専門部会で決定いたします。

ここで、報告書の準備のため、休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

～ 休会 ～

(事務局により、報告書の準備を行う)

(各委員は各控室に移動し、その後に再入場)

補佐 柳井委員におかれましては、所要のため退席されておりますのでお伝えいたします。

～ 再開 ～

熊谷部会長 それでは再開します。
事務局で、報告書(案)を準備の上、各委員にお配りし、読み上げてください。

(事務局により、各委員に報告書(案)を配付)

指導官 それでは、読み上げます。

令和6年8月5日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。

ここ訂正いたします。

- 2 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進する等、抜本的な対策に取り組むこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡	佳緒里
	熊谷	真宏
	柳井	雅也
労働者代表委員	阿部	祥大
	大宮	正巳
	新関	直人
使用者代表委員	飯野	守
	稲妻	敏行
	半沢	章

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間973円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和6年10月1日

以上です。

熊谷部会長 ただいまの報告書（案）について、御意見等ありましたらお願い
いたします。

阿部（祥大）委員
 （挙手）

熊谷部会長 阿部委員お願いします。

阿部（祥大）委員

阿部のほうから御意見させていただきます。いただきました報告書1ページのところです。3点目、「年収の壁」の部分でありますけれども、労働者側としまして、最低賃金の趣旨を踏まえますと、最低賃金近傍で働く方々、生計をたてている方々のセーフティネットを守るというのが最低賃金の趣旨になるかと思っております。この「年収の壁」が原因によって、最低賃金が引き上げられない、といったことは、最低賃金近傍で働く方々、生計をたてている方々の賃金が上がらないというのは、この審議会の場では議論は適さないのかなと思っております。あくまで主張は主張なので、双方の立場での主張になるかと思えますけれども、労働者側としては、この部分については賛成はできませんので、報告書に記載することについては、控えていただきたいなと思っております。以上でございます。

熊谷部会長 ただいま労働者側の阿部委員により、（案）の3番目の「年収の壁」につきまして、御意見がございました。これにつきまして使用者側の皆様の御見解をいただければと思います。

半沢委員 (挙手)

熊谷部会長 半沢委員お願いします。

半沢委員 ただいま御意見をいただきました。もう一度繰り返しなんですけれども、「年収の壁」があるので最低賃金を引き上げないという趣旨ではないということをお話をさせていただきます。

最低賃金、賃金が上がる中、物価が上がる中、賃金の引上げそのものを否定しているわけではございません。ただ、一方その「年収の壁」という社会保険、税制度がある中で、最低賃金の引き上げだけでは所得向上に、収入向上につながらないおそれがあるのではないかと、という趣旨でお話をさせていただきました。ただ、御意見に関しては、労使双方が一致した上での要望ということでございますので、労働者側の委員から反対の御意見ございましたので、この要望はない、ということについては了解しました。

ただ一つ、加えて重ねてお願いですが、休会前、使用者側委員から、最低賃金引上げに係る影響等の調査、検証をお願いしたいという趣旨の発言あったと思います。その中で、実際に「年収の壁」によって、仕事がそこでストップする方がいらっしゃるのかどうか、結果、その労働力が下がっているのかどうか。もちろん、可能な範囲で、ということになりますけれども、次年度以降の審議、検討に向けてそういったデータも検証の中で御用意いただければありがたいということは要望させていただきたいと思います。以上でございます。

熊谷部会長 ありがとうございます。

ただいまの半沢委員の見解に対してコメント等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

各委員 (意見等なし)

熊谷部会長 それでは、阿部委員からの御指摘ありました(案)の部分の3番、「いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進する等、抜本的な対策に取り組むこと。」、この部分につきましては、今回の報告書より削除をさせていただくことで労使の合意ができたというふうに

判断をいたします。
よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷部会長 それでは、この部分についての削除をいたします。これ以外に
問題点とか、御質問ないでしょうか。

各 委 員 (意見等なし)

熊谷部会長 特にないようですので、これをもって本審会長への報告とさせ
ていただきます。

すみません、私もちょっと先走りました。これから、修正を反
映した(案)をお持ちしますので、今しばらくお待ちください。

(事務局により、修正した報告書の準備を行う)

熊谷部会長 それでは、いま一度、報告書の読み上げをお願いします。

指 導 官 それでは、修正の部分だけ御説明いたします。本文 1 の 5 行目
「一層強化」を削除しています。それから 3 の記載をすべて削除
しています。その他先ほど読み上げたとおりでございます。
以上です。

熊谷部会長 ただいまの報告書(案)につきまして、御意見、御質問等ござ
いますでしょうか。

各 委 員 (意見等なし)

熊谷部会長 特にないようですので、これをもって本審会長への報告とさせ
ていただきます。

これで、宮城県最低賃金専門部会における審議は、終了となり
ます。

連日の熱心な審議、大変お疲れ様でした。

そのほか、事務局から何かございましたらお願いします。

賃金室長

本審の日程等について、お伝えいたします。

答申をいただくための本審につきましては、本日午後3時半を目途に、この会議室で開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

本日の本審におきましては、審議会開始前に打合せ等が必要な場合には、労働者側委員の皆様は、8階認定室、使用者側委員の皆様は、8階賃金相談室を確保いたしましたので、利用ください。

また、休憩などにも御利用いただいで結構です。

以上でございます。

熊谷部会長

それでは、これをもちまして終了といたします。
大変お疲れ様でした。

閉 会